

令和7年度 江別市農畜産物加工新商品開発等支援事業

<募集要項>

令和7年6月

1 補助事業の目的

この補助事業は、個々の商品のレベルアップ及び新たな担い手の育成を図るため、6次産業化に取り組む農業者等の農畜産物加工新商品開発等を支援することを目的としています

2 補助対象者

補助対象者は、6次産業化に取り組む農業者、農業従事者、農業生産法人で構成する任意団体等とし、市内に住所及び就労場所を有することを条件としています。

3 補助対象事業

補助対象事業は、主な原材料を江別産農畜産物とした加工新商品開発等とし、既存商品の容器包装等の改良も対象とします。対象とする加工商品は、食品表示基準(平成27年3月20日号外内閣府令第10号)第2条第1項第1号に定める加工食品とします。

4 補助対象経費

委託費や賃借料、消耗品費などが対象となりますが、人件費や原材料費など対象外となる経費もありますので、詳しくはお問合せください。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1事業の上限を40万円とします(千円未満切り捨て)。また、補助金の交付は同一年度内において、1申請者につき1回を限度とします。

6 手続きの流れ(①～④が申請者に行っていただく手続きとなります)

①承認申請書提出(事業着手日1週間前まで)→承認通知書受領→②交付申請書提出→交付指令書受領→事業着手→事業完了→③実績報告書提出→額の確定通知受領→④請求書提出→補助金の入金

※提出書類の各様式は、市役所ホームページからダウンロードできます。

7 留意事項

(1)承認申請書を提出後、必要に応じてヒアリング等を実施することがあります。

(2)事業完了日は、令和8年3月31日(火)までとします。

(3)補助金の支払いは、事業完了後とします。

(4)他の補助金等との重複申請はできません。また、交付額が予算額に到達次第本年度の事業は終了となります。

※「江別市都市と農村の交流センター えみくる」には、農畜産物加工品の試作に必要な機材が設置されているテストキッチンもありますので、ぜひ商品開発等にご活用ください。利用に関する詳細は施設へお問い合わせください。

<お問合せ・書類提出先>

〒067-8674 江別市高砂町6番地
(江別市役所第二別館2階)
担当:農業振興課農畜産係
TEL:011-381-1025
FAX:011-381-1072